

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

EU の脱炭素政策における公的資金動員について

公益財団法人 国際通貨研究所

経済調査部 上席研究員

篠原 令子

[reiko shinohara@iima.or.jp](mailto:reiko_shinohara@iima.or.jp)

主要各国は脱炭素化社会の実現に向けた取り組みを進めているが、そのために必要な巨額の投資資金をどのように動員するかが大きな課題である。

欧州連合（EU）は、「欧州グリーンディール」の実現には官民による投資資金の動員が不可欠であり、公的資金が先導して民間資金を呼び込み、投資規模を拡大する必要があるとの認識を示している。2030年の温室効果ガス（GHG）排出削減目標の引き上げ（90年比▲40%→▲55%）、エネルギーの脱ロシア依存を目指す「REPowerEU」計画や欧州のネット・ゼロ産業の競争力強化に向けた「グリーンディール産業計画」等、野心的な目標や情勢変化を踏まえた政策を相次いで発表しており（第1表）、必要な追加投資額や資金調達方針を明示している。

第1表：「欧州グリーンディール」に関連する主な政策と必要な追加投資額と目標額

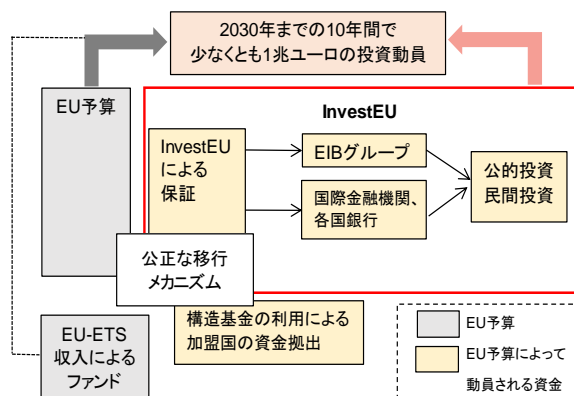
発表年月	概要	金額
2018年3月	「持続的な成長のための金融に関する行動計画」	2030年目標(▲40%)達成に
	サステナブルファイナンス確立に向けた10項目のアクションプランを提示	年1,800億€の追加投資必要
2019年12月	「欧州グリーンディール」	2030年目標(▲40%)達成に
	2050年気候中立と経済成長の両立を目指す政策	年2,600億€の追加投資必要
2020年1月	「欧州グリーンディール投資計画」	今後10年間、少なくとも
	「欧州グリーンディール」の資金動員方針	1兆€の官民資金を動員
2020年12月	2030年目標引き上げ	2030年目標(▲55%)達成に
合意	2030年までのGHG排出削減目標を90年比▲40%から▲55%へ引き上げ	年3,500億€追加投資必要
2021年7月	「新サステナブルファイナンス戦略」	—
	2018年の「行動計画」の更新版。追加の行動が必要な分野を特定	—
	「Fit for 55」	—
2022年5月	「REPowerEU」	2027年まで計2,100億€
	エネルギーの脱ロシア依存を目指す政策パッケージ	2030年まで計3,000億€
2023年2月	「グリーンディール産業計画」	—
	欧州のネット・ゼロ産業の競争力強化、気候中立への迅速な移行支援	—

(資料) 欧州委員会資料より国際通貨研究所作成

1. 「欧州グリーンディール投資計画」

欧州委員会は2020年1月、「欧州グリーンディール」の資金動員方針となる「欧州グリーンディール投資計画（持続可能な欧州投資計画）」を発表した（第1図）。今後10年間で少なくとも1兆ユーロの官民の資金動員を目指す内容であり、EU予算と加盟国、民間のアクターがすべて重要な役割を果たす必要があるとしている。

第1図：「欧州グリーンディール投資計画」の想定図



(資料) 欧州委員会資料より国際通貨研究所作成

「官」の資金については、EU 中期予算（2021-2027 年、多年度財政枠組み。1 兆 2,109 億ユーロ）と、コロナ禍を受けて加盟国の経済復興を支援するために創設された基金「次世代 EU」（8,069 億ユーロ）の合計の 30%を気候変動関連に充てる方針である。

「次世代 EU」の資金は EU 名義の債券発行により市場から調達し、うち 30%（最大 2,500 億ユーロ）をグリーンボンドで調達する計画となっており、新たな財源として欧州排出量取引制度（EU-ETS）や炭素国境調整措置（CBAM）等による収入が検討されている。なお、「次世代 EU」の柱である「復興・強靱化ファシリティ（RRF）」（7,238 億ユーロ）は融資と補助金から成り、加盟国が資金を受けるには復興計画を欧州委員会へ提出して承認を受ける必要がある。

「欧州グリーンディール投資計画」の柱である「InvestEU」プログラムは、持続可能な投資、イノベーション、雇用創出の支援を目的としている。脱炭素への移行に必要な投資の中には民間が単独で負担できないリスクを伴うものがあることから、「InvestEU ファンド」において欧州投資銀行（EIB）が中心となり、EU 予算を利用した保証（262 億ユーロ）を通じて、2021-2027 年の間に 3,720 億ユーロ以上の官民投資の動員を目指している。

2. 「Fit for 55」と「新サステナブルファイナンス戦略」

2021 年 7 月発表の「Fit for 55」は気候、エネルギー・燃料、輸送、建物等の政策分野に関する 2030 年目標実現に向けた政策パッケージだが、これにより影響を受ける層へのコスト負担軽減の支援措置として「社会気候基金」の新設が盛り込まれた。主な財源は、道路輸送と建物の暖房に対する新たな排出量取引制度「ETS II」（2027 年から導入予定）の収入が予定されている。

また、同月に欧州委員会は「持続可能な経済への移行のための資金調達戦略（新サステナブルファイナンス戦略）」も発表した。2030 年目標引き上げにより年間 3,500 億ユーロの追加投資が必要なことや、コロナ禍からの回復において持続可能性が大きな特徴になること等を踏まえて、2018 年発表の「持続的な成長のための金融に関する行動計画」に行動が必要な分野を追加して、持続可能な金融の枠組み強化を目指す方針である。戦略に盛り込まれた EU タクソノミー規則の策定や企業の ESG 情報開示等について、個別の施策を順次実施している。

3. 「REPowerEU」と「グリーンディール産業計画」

欧州委員会は2022年5月、ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえて、エネルギーの脱ロシア依存とグリーン社会への移行を加速する「REPowerEU」計画の詳細を発表した。計画の実現に必要な投資額は、「Fit for 55」への追加分として2027年までに2,100億ユーロ、2030年までに3,000億ユーロと試算しており、最大の投資額は「太陽光・風力発電」（860億ユーロ）である。主な財源として、欧州委員会は「次世代EU」のRRFにおける融資の未利用分2,250億ユーロを提案し、規則改正（2023年2月）により加盟国はRRFの資金を「REPowerEU」の施策（例：建物のエネルギー効率向上）へ転用できるようになった。

さらに、欧州委員会は2023年2月発表の「グリーンディール産業計画」にもRRFの資金の転用を提案している。同計画は欧州のネット・ゼロ産業の競争力強化と気候中立への移行加速を目的としているが、米国や日本、中国等の主要国が大規模なグリーン・イノベーションへの投資を開始してクリーン技術競争が本格化する中、公平な競争条件の確保が重要であると主張している。計画の柱の1つに挙げられた「資金調達の迅速化」では、①加盟国による補助金の拠出は、単一市場で公平な競争条件を確保するため原則禁止されているが、再エネ導入の投資促進等への補助金提供を期限付きで認める、②加盟国がRRFの資金をネット・ゼロ産業の支援に利用することを可能にする、③「欧州主権基金（European Sovereignty Fund）」の創設を検討する、等を提案している。

4. おわりに

EUは脱炭素政策における公的資金の財源を、EU予算やEU名義の債券発行による調達を中心としつつ、排出量取引制度の収入も活用しており、炭素国境調整措置（CBAM）を財源に充てることも検討する等、排出量規制と組み合わせた措置を実施している。

「次世代EU」の目的はコロナ禍からの経済復興であり、グリーンとデジタルの推進を通じてEUの経済変革を目指している。しかしながら、RRFの融資の未利用分を「REPowerEU」へ転用できるように規則を改正し、さらに今後は「グリーンディール産業計画」への転用も検討する等、利用していない資金の用途を変更することで各局面の優先課題に機動的に対応している。

わが国では、「GX実現に向けた基本方針」（2023年2月閣議決定）において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて今後10年間で官民のGX投資150兆円超が必要と試算して、「GX経済移行債」発行により先行投資支援を実施し、償還財源にカーボン

プライシング（炭素に対する賦課金と、排出量取引制度の下での排出枠の有償割り当て）による収入を充てる方針を打ち出した。また、「新たな金融手法の活用」として、GX分野における民間資金の呼び込みやサステナブルファイナンス推進、リスクに応じて公的資金と民間資金を組み合わせた手法（ブレンデッド・ファイナンス）を開発・確立する方針等、EU とほぼ同様の政策対応が取られる方向にある。

しかしながら、EU に比べると官の資金計画具体化やカーボンプライシング実施時期、排出削減ペースは遅れている。脱炭素実現に向けた資金動員を加速させるため、新たな金融手法の活用も含めた諸政策を実行に移していくことが急務であろう。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2023 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話：03-3510-0882（代）

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>